臟器提供施設 代表者各位

## 臓器移植あっせん業務に係る情報の取り扱いについて

このたび、あっせん業務を遂行するにあたり、以下の事項を遵守履行いたします。

- 1. 臓器移植あっせん業務に必要な臓器提供候補者の基本情報、診療情報及び 検査結果(以下、「診療情報等」という。)は、ご家族に情報利用の説明を行い臓 器提供の承諾が行われたことに基づいて提供を受けます。
- 2. 提供された臓器提供候補者の診療情報等は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下、「社団」という。)の情報セキュリティ規程及び個人情報保護規程に従い、適切に取り扱います。
- 3. 提供された臓器提供候補者の診療情報等は、社団の正会員施設(移植施設、 検査施設)に提供しますが、「臓器の移植等に係る情報システム利用規程」に基 づき適切な情報の取り扱いを義務付けます。

2019 年 4月 1日

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク 理 事 長